

内部統制について(その2)

弁護士 鳥飼重和

1. 金融商品取引法制における内部統制報告制度の位置付け

金融商品取引法制は、以下のような目的と内容によって構成されている。

その目的は、投資家の保護、貯蓄から投資に向けての市場機能の確保、金融・資本市場の国際化である。ここでのキーワードは、「投資家」「市場」「国際化」である。

その内容は、次の4つである。

- (1) 投資サービス規制に関するもの
- (2) 開示制度の整備に関するもの
- (3) 取引所の自主規制業務の適正な運営の確保に関するもの
- (4) 罰則の引き上げに関するもの

これを図にすると、<図1>のようになる。

この内容におけるキーワードは、「包括化・横断化」「柔軟化(柔構造化)」「公正化・透明化」「厳格化」である。

財務報告に関する内部統制は、前記(2)の開示制度の整備に位置付けられている。開示

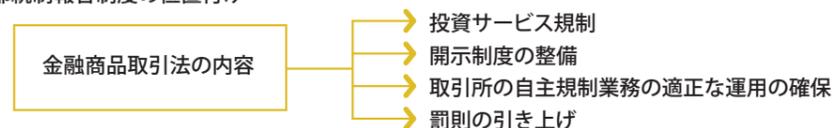
制度の整備に関しては、次のようなものがある。

- 内部統制報告制度
- 四半期開示制度の法定化
- 有価証券報告書等の記載内容に係る確認書の提出の義務化
- 公開買付制度の見直し
- 大量保有報告制度の見直し

(以上につき、松尾直彦・岡田大・尾崎輝宏著「金融商品取引法制の概要」(商事法務1771号P.4～P.15参照))

金融商品取引法制における開示制度の整備は、情報開示の拡大による企業経営の「公正化・透明化」を図ろうとするものであり、情報開示を徹底しようとする会社法・法務省令の方向性と軌を一にする。しかも、財務報告に関する内部統制における内部統制報告書などの不提出、重要事項に関する虚偽記載のあるものを提出した者に対しては、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、またはこれを併科するとの規定がある(金融商品取引法197条の2第5号、6号)。この罰則によって、「厳格化」が図られている。

■図1 内部統制報告制度の位置付け



弁護士 鳥飼重和(とりかい しげかず)

(略歴) 中央大学法学部卒業。
税理士事務所勤務後、司法試験に合格。弁護士。
日本税理士連合会顧問、中小企業庁中小企業政策審議会企業制度部会委員。
(専門分野) 経営法務を中心とした会社法、税務訴訟を中心とした税法。
(主著書) 「定款変更と企業防衛対策の実務」清文社
「株主総会の議長・答弁担当役員に必要なノウハウ」商事法務
「平成18年株主総会徹底対策」共著 商事法務

2. 内部統制の本質

内部統制は、経営者が会社の企業価値を向上させるために、責任をもって会社全体を統制することである。不祥事は、経営者が統制対象としている会社内部に生じるのであり、その背景には、必ず会社における内部統制問題があるからである。経営者トップが本当の意味で内部統制を理解しているかどうかは、不祥事が起こった直後の記者会見における経営者トップの何げない発言で分かるものである。

1. 従来の経営者トップの記者会見での発言

従来は、不祥事が起こると経営者トップの記者会見では、一様に次のような発言がなされることが多かった。

「わが社で、このような違法なことが行われているとは知らなかった。」

この発言の趣旨が、どこにあるのが問題である。従来は、この発言は違法なことが行われているのを知らなかったのであるから、経営者トップである私に(法的)責任がなかったのだ、というニュアンスに聞こえることが少なかった。つまり、会社の不祥事問題と経営者トップである自分は関係がないという立場の表明である。この趣旨の発言だけで、当該経営者トップが内部統制を理解していないことが明確に分かる。

不祥事は、会社の現場などの末端で起こったものであっても、会社の企業価値が毀損するものである。経営者が責任をもって会社全体について内部統制を行うのは、このような不祥事などによる企業価値の毀損を防止するためである。そうであれば、不祥事が生じた以上は、それが会社の末端で生じたものであっても、経営者は内部統制が及ばなかったことに対し、法的責任になるかどうかは別として、責任があることは否定できない。つまり、会社のどこで不祥事が生じても、その不祥事は経営者と直接の関係があるものであって、「私は知らない」という不祥事との無関係性を強調することは許されないからである。

ある意味では、記者会見における経営者トップに

よる無責任発言は、会社全体に対して、責任を負う者が不在であることの表明にほかならない。この無責任発言は、不祥事を起こした会社の末端の従業員あるいはその直接の上司などは責任を負うが、経営者は責任を負わない体制を表明したのだからである。まさに、内部統制に関する意識が欠如している発言である。

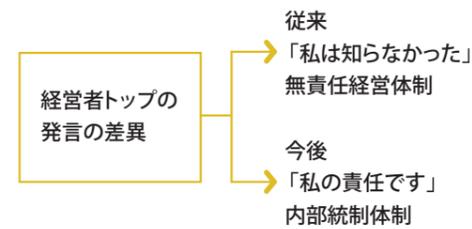
2. 内部統制を理解すべきは経営者トップなどの経営者

今、内部統制が問題となっているのは、従来の経営者の意識に革命をもたらすためである。そこに、現在の内部統制問題の本質がある。端的に言えば、従来の経営者の意識の中にある無責任体質に喝を入れ、目覚めさせようとするところに内部統制問題の核心がある。内部統制体制の法制化は、2005年2月にライブドアが敵対的買収を開始したこと以上に、経営者にとって「眠りを覚ます蒸気船」という黒船来襲ととらえる必要がある。その意味では、内部統制は従来の日本の企業にもあったという考え方は、内部統制問題の核心をとらえていない発想である。

確かに、従来の日本の会社にも多くの優れた経営者はいた。そういう経営者は、会社全体に対し責任を自覚していたと思われる。しかし、そういう経営者が多数派を構成していなかったことが、日本の国際的競争力の低下につながったことは否定できない。重要なことは、日本の企業経営者の多数派、換言すれば、経営者の常識が、末端で起こった不祥事でも経営問題であり、経営者トップの責任問題であることとらえるようになることである。そのような経営者が多数派となり、経営者の常識が変わるようにする強力な触媒が内部統制体制の法制化なのである。そうだとすれば、内部統制は日本の国際的競争力を決定付ける重要な国家的課題である。

どのように内部統制体制を整備しても、会社の内には欲のある人間がいる以上、不祥事は起こる。その不祥事が末端の現場で起こったとしても、経営者トップは、次のような認識を持つ必要がある。

■図2 不祥事に対する経営トップの発言の差異



「それは、私の責任です。」

この発言と従来の無責任発言を対比すると、**<図2>**のようになる。

この責任は、直ちに法的責任を意味するのではなく、経営者として会社全体について責任を負うという共同体的責任である。この共同体的なものの考え方は、法律などの社会的規範と異なるムラ社会の掟的な発想ではない。むしろ、法律などの社会的規範を重視した意味で社会的責任を意味するものである。ただし、今後は、不祥事に関して「知らないこと」が経営者の法的責任の問題に発展する可能性が高まることは、いずれ解説したい。

また、ここでの共同体的責任は不祥事が生じたからといって、必ず、経営トップが辞任することを意味するものではない。重要なことは、共同体的責任とは、社会ないし資本市場に対しての経営者の社会的責任であり、それは多くの場合は、説明責任と理解すべきものである。従って、社会の空気を支配しがちなマスコミと資本市場を説得できる説明をすることができるのであれば、経営者は辞任しないで、将来の企業価値を向上させるための職責を全うすることが許されるのである。その意味では、今後の経営者は公正性と透明性の旗印を掲げて、正々堂々とした態度で経営者としての役割を果たせばよいのである。

3. 内部統制報告制度

1. 内部統制報告制度の経緯

不祥事の背景に、内部統制の欠如、経営者の無責任体制があったことは前述のとおりである。

粉飾決算などに基づく虚偽の財務報告という会計不正事件の背景にも、内部統制の機能不全、経営者の無責任体制があった。米国や日本における会計不正事件の例をみれば、そのことは明らかである。

米国は、会計不正事件を資本市場の危機としてとらえ、直ちに対応し、2002年7月に「サーベインズ・オクスリー法」を制定した。日本でも、会計不正事件を契機として、「サーベインズ・オクスリー法」を参考にして、金融商品取引法の中で開示制度の整備の一内容として、財務報告に対する信頼性を確保するための内部統制報告制度を置いた。この内部統制報告制度を、マスコミは日本版SOX法という通称で呼んでいる。

この内部統制報告制度は、有価証券報告書と一緒に内閣総理大臣に提出する内部統制報告書と内部統制監査報告書とから成り立っている。まず、経営者が財務報告の信頼性を確保する内部統制体制の有効性を評価し、その結果などを内部統制報告書として作成する(金融商品取引法24条の4第1項)。ついで、この内部統制報告書は、公認会計士または監査法人の監査証明を受けなければならない(同法193条の2第2項)。この点に関する監査結果などについて、公認会計士または監査法人は、内部統制監査報告書を作成しなければならない。

さらに、内部統制報告書などの不提出、重要な事項に関する虚偽記載のあるものを提出した場合には、重い罰則がある(金融商品取引法197条の2第5号、6号)。

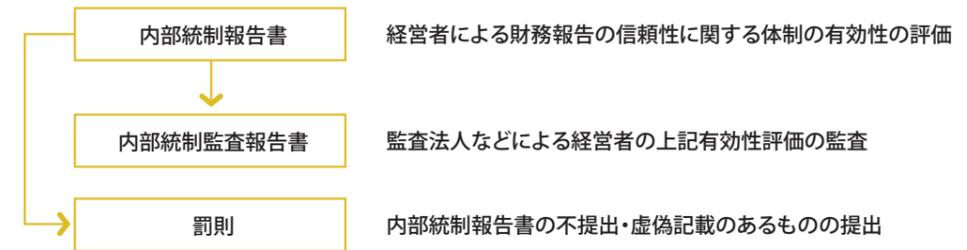
以上を図にすると、**<図3>**のようになる。

2. 注意点

内部統制報告制度に関する詳細は、次回以降に述べるが、ここで注意すべき点を2点取り上げたい。

1点は、取締役などの内部統制システム構築義務を忘れないことである。すなわち、内部統制は会社全体に関する体制の整備に関するが、内部統制報告制度は、その一部を対象にするにすぎない点を忘れないことである。この点を注意すべきであるのは、会社法における取締役などの

■図3 財務報告の信頼性確保のための内部統制体制の構造



内部統制システム構築義務は、内部統制報告制度を含む会社全体に対する内部統制体制の整備に関するものだからである。

2点は、内部統制報告制度における内部統制体制の整備に関する発想が、取締役などの内部統制システム構築義務を厳しくする可能性がある点である。財務報告の信頼性に関する内部統制に関しては、次回に述べるCOSO報告書

の考え方を応用するが、その考え方を財務報告の信頼性に関する内部統制以外のものに応用すれば、取締役などの内部統制システム構築義務を裁判所が認めやすくなる可能性が高くなる。その結果、取締役などの内部統制システム構築義務が厳しくなる可能性が出てくる。この点については、いずれ述べるつもりである。